

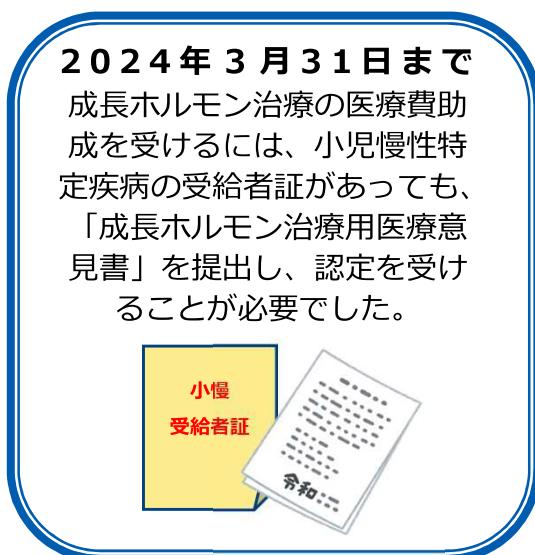
小児慢性特定疾病で成長ホルモン治療を行う皆さんへ

2024（令和6）年4月1日から小児慢性特定疾患の基準が変わり、

小児慢性特定疾患医療費助成における 成長ホルモン治療の認定が不要になります

これにより「成長ホルモン治療用医療意見書」の提出が不要となります

小児慢性特定疾患医療費助成において成長ホルモン治療を行うための基準が廃止されました。2024年4月1日からは「成長ホルモン治療用医療意見書」による「成長ホルモン治療の認定」が不要となります。



(※補足)

- 小児慢性特定疾患医療費の支給認定に必要な「医療意見書」は引き続きご提出ください。
- 医療費助成の対象となる成長ホルモン治療は、小児慢性特定疾患及びその合併症等に対する治療であって、保険適用されているものに限ります。
- ご自身が投与を受ける成長ホルモン治療が医療費助成の対象となるか等については、主治医にご相談ください。

小児慢性特定疾患に関する情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾患の概要や診断の手引き、疾患の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索



<https://www.shouman.jp/>

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市（特別区含む）の窓口にお問い合わせください



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康・生活衛生局
難病対策課